

## 保育士の処遇改善と人員確保、配置基準の見直しを求める意見書

急速な少子化が進む今、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現が求められており、子どもたちの安全と健やかな成長を支えるためには、質の高い保育サービスの提供と保育の担い手の確保が非常に重要である。

国は、保育士1人がみる子どもの人数を配置基準として定めている。0歳児3人、1から2歳児6人、3歳児20人、4から5歳児30人であり、抜本的改善はされておらず、特に4から5歳児は基準ができて70年以上も見直しがされていない。

近年、幼稚園や保育園などでは死亡事故や意識不明など重篤な事故が発生している。内閣府子ども・子育て本部によると、死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故は、2021年に2,347件も起きている。そして、この件数は、2015年の500件余りから6年間で4倍以上も増加している。これは、急増と言わざるを得ない状況である。また、待機児童問題の解消や保育士の質の向上のためには、保育士の処遇改善と人員確保が必要不可欠である。

以上のことから、下記事項を実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 保育士の人員を十分確保するために、保育士等の処遇改善に必要な予算措置をすること。
- 2 子どもたちの安全と健やかな成長を支える為、保育士の配置基準を見直すこと。  
以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年（2023年）3月17日

那覇市議会

### 意見書宛先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣  
総務大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）